第77号
PIWU
郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS
2019年　1月7日

●発　　行●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　田中　孝史
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

地裁を上回る高裁判決
格差是正を求める20条裁判

昨年の12月13日、全ての労働者が注目していた郵政20条裁判は、地裁判決を上回る判決を高裁で勝ち取ることができました。判決の翌日には全国紙全てが大きく報じましたから、この反響は大きいものがあります。

どこが前進したか

一昨年9月の地裁は非正規社員が正社員と同一の仕事をしながら住宅手当、年末年始手当を支給しないのは不合理として6割、8割の支給、夏期・冬期休暇、有給の病気休暇の不支給は不合理として約92万円の支払いを命じました。

高裁では住宅手当、年末年始手当10割支給、病気休暇も承認欠勤で休んだ分の損害も認める判断がされ約167万円の支払いが命じられたのです。

職場で様々な声が

「地裁判決で不十分だったのが今回は年末年始手当、住宅手当、病気休暇も含めて100％認めるようになったことは良かった」、「病気休暇が有給でとれるようになったら安心だ」、「一時金の格差が是正されなかったのは残念。最高裁で勝ち取ってほしい」等あがっています。

その一方で、「年末年始手当の年末部分の廃止や、一般職は住宅手当が段階的に縮小し、廃止になる。今後は他の手当も廃止になっていくのではないか。この裁判がなければこうしたことはなかったのではないか」という声が一部上がっています。

会社の姿勢に問題

確かに日本郵政は昨年の春闘で、非正規社員の待遇を改善するとして正社員に支給している手当を廃止、削減し、それを原資に充てる回答をしてきました。これには郵政に働く労働者だけでなく他の企業に働く労働者からも怒りの声が上がりました。

これは上にある労働条件を下に合わせるものですが、ここで考えてほしいのは会社の姿勢に問題があるとみるべきです。

政府でさえこの問題が国会質問された時の答弁で、「均等待遇は上に合わせていくものであって下に合わせるものではない」（5月16日）としているのです。

日本郵政に怒りを

私たちはこうした日本郵政の体質を変えていくためにも、「均等待遇は下に合わせるのではなく上に合わせるものである」、「日本郵政は司法の判断を受け入れ均等待遇の実施を」の運動を大きくしていく必要があります。

共に頑張りましょう。

労働相談・組合加入は・・・電話０３－３５３５－５４４７　　piwutokyo@yahoo.co.jp